

薬生食輸発0226第4号  
令和3年2月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(台湾産養殖鰻のレバミゾール、中国産にらのクロルフェナピル及びえだまめのジフェノコナゾール、ベトナム産きびの臭素及びバナナのペルメトリン、イタリア産パセリのボスカリド並びにインドネシア産パイナップルのテブコナゾール)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年2月15日付け薬生食輸発0215第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、台湾産養殖鰻、中国産にら並びにベトナム産きび及びバナナの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、台湾産養殖鰻のレバミゾール、中国産にらのクロルフェナピル並びにベトナム産きびの臭素及びバナナのペルメトリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、地方自治体の実施した収去検査の結果、中国産冷凍えだまめにおいて、残留農薬の基準に違反した事例があったことから、中国産えだまめに対する残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する

さらに、過去1年間の検査実績を踏まえ、イタリア産パセリのボスカリドについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除し、インドネシア産パイナップルのテブコナゾールについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、台湾産養殖鰻のレバミゾールについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和3年 2月26日	台湾	養殖鰻及びその加工品（簡易な加工に限る。）	レバミゾール	MONEY EELS CO., LTD.
	中国	にら及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（クロルフェナピル）	WEIFANG XINSHENG FOOD CO., LTD.
		えだまめ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（ジフェノコナゾール）	
	ベトナム	きび（学名： <i>Panicum miliaceum</i> ）及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（臭素）	THANH PHONG COMMERCIAL CO., LTD.
		バナナ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（ペルメトリン）	HUYLONG AN MY BINH LIMITED LIABILITY COMPANY